

児童指導員とソーシャルワークについて

For Child Guidance Worker and Social Work

吉 村 公 夫

Kimio YOSHIMURA

Studies in Humanities and Cultures

No. 3

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 3号
2005年1月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN
JANUARY 2005

児童指導員とソーシャルワークについて

For Child Guidance Worker and Social Work

吉村 公夫

Kimio YOSHIMURA

要旨 本稿では、近年、児童福祉の分野を中心に、ファミリー・ソーシャルワーカーの必要性や配置が主張されているが、今まで、ソーシャルワークを誰が行ってきたのかを、児童福祉施設で検討してみたものである。そこでは、児童指導員という職種・職名の職員が中心になって行ってきたし、行うべきだと論じられてきた。

児童福祉施設での児童指導員の業務を見て、次に児童指導員の資格要件を検討した。児童相談所の児童福祉司の資格要件に較べて、ソーシャルワークを修得しているかどうかについては疑問が残る。

しかし、児童福祉施設最低基準の規定を見ると、児童指導員が果たすべき機能と考えられる。むしろ、最低基準をめぐる問題によって、その機能を果たせないでいるのではないか。ファミリー・ソーシャルワーカーの配置を主張するのはいいとしても、児童指導員がどこまでその機能を果たしてきたのか、こなかったのか、そうした検討をすべきではないかを主張した。

キーワード：児童福祉施設、児童指導員、ソーシャルワーカー

はじめに

近年、児童福祉施設におけるファミリー・ソーシャルワーカーの必要や配置が主張されてきている。本稿では、その主張の背景や妥当性を探ることを企図する。

1 児童福祉施設の職員

児童福祉施設における職員の配置基準は、教護院を除き、児童福祉施設最低基準に規定されている。児童福祉施設最低基準は、昭和23（1948）年に厚生省令として出されている。ここでは、昭和45年に改正された最低基準で見てみる。

最低基準第68条に「…児童指導員（養護施設においては、児童の生活指導を行う者をいう。以

下同じ。)、嘱託医、保母及び書記を置かなければならない」とされている。¹⁾

児童指導員は、「児童の生活指導を行う」職員である。では、保母は何をするのか。養護施設の保母について、何をするかは最低基準には書かれていない。児童福祉法施行令第13条に（ここでも便宜上、昭和44年改正のもので見る）、「児童福祉施設において、児童の保育に従事する女子を保母といい」と書かれている。保母は「児童の保育に従事する」職員である。²⁾

そして、保育を目的とする施設は、保育所である。児童福祉法第39条（ここでも昭和44年改正の児童福祉法で見てみる）に、「保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする」と書かれている。児童養護施設は、法41条にあるとおり、「…乳児を除いて、保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護することを目的とする施設」である。³⁾ 保育する施設ではなく養護する施設である。養護する施設で、保母は保育するということになる。

児童福祉法施行令で職員配置が唯一規定された教護院を見ると、第10条に、院長、教護、教母、教護院医師、教護院書記と書かれている。第10条第4項に「教護は、児童の教護をつかさどる」、同5項に「教母は、児童の保護をつかさどる」とあり、教母の資格は、児童福祉最低基準第百条1号に、「保母の資格を有する者」とされている。教護院の教母は保母の資格をもっているが、教護院の中では、「児童の保護」を行う職員と理解される。⁴⁾

同じく、最低基準で母子寮を見ると、第43条に「母子寮には、寮母（母子寮において、母子の生活指導を行う女子をいう。）とあり、さらに、第44条には、第2号で「保母の資格を有する者」と規定されている。⁵⁾ 養護施設では生活指導をするのは児童指導員であったが、母子寮では、保母資格の寮母がする。この生活指導の内容は、第45条に「…母子に対し職業選択の相談に応ずる等母子を社会の共同生活に適応させることに努める」と書かれている。「職業選択の相談」、「社会の共同生活に適応させること」が保母のする生活指導である。⁶⁾

この母子寮の寮母の資格は、他方で、児童厚生施設の児童厚生員という職員の資格でもある。最低基準第61条第2項第1号「寮母の資格（第44条）を有する者」と。児童厚生員は、61条第1項に「児童厚生員（児童厚生施設において、児童の遊びを指導する者をいう）」と書かれている。⁷⁾ さらに62条に「児童厚生施設における遊びは、遊具による遊び、集団遊び、音楽、舞踏、読書、製作、お話、紙芝居、人形芝居、劇、映画、遠足、運動、キャンプ等のうち、適当なものを選びこれを行うものとする」。⁸⁾

では、児童指導員が養護施設で行う生活指導はどのようなものか。最低基準第70条第2項に「生活指導は、日日及び年間の実施計画に基づき、特に児童が余暇において行う集団遊び、お話、音楽、リズム、絵画、製作、運動、自然研究及び社会研究のうち、適当なものを選びこれを行うものとする」⁹⁾ とされている。この生活指導の内容は、保育所保育指針に出てくるものとよく似ているように思われる。言うまでもなく、保育所に児童指導員はいない。保母だけである。

養護施設では、生活指導だけではなく、職業指導を行うように定められている。最低基準第71条に「学校教育法の規定による義務教育を終了した児童に対しては、その児童の性能に応じ、将来独立の生計を営むことができるよう理論及び実際につき、児童の自治を尊重して、集団的及び個別的に職業指導を行わなければならない」。職業指導の事項に「児童に実習作業を行い」（第71条第3項第3号）とある。また、第73条に「生活指導のために児童に作業を行わせるときは」とあり、生活指導の事項に「作業」があることが分かる。¹⁰⁾

見てきたように、児童福祉施設での仕事の中心の職員は、児童指導員と保育士である。

2 ケースワークとそれを担う職種・職名

ここでは、ケースワークの権威である仲村優一の考えを見てみる。仲村優一著『ケースワーク』第2版、誠信書房、1970年。「収容施設には、ケースワークの過程を専門的にとり扱うケースワーカーを置いて、施設収容者についてケースワークを行なわせることが望ましい」。¹¹⁾ 社会的ハンディキャップをもった成人・児童のための各種施設には、その種類に応じて種々の専門家が置かれている。社会福祉に固有の職種も、指導員（生活指導員、児童指導員）、保母、寮母など数多くあるが、「ケースワークを行なうことを主要な任務とする職種はどれかについては、異論もあるかも知れないが、指導員だと考えるのが妥当であろう」。¹²⁾ 保母については、「社会福祉領域での、相対的に独自の専門職種と考えるべきである。つまり、保母はケースワーカーではなく、保母養成のための特殊な訓練体系をもった独自の職種である。「…保母は、どこまでも保母そのものとして独り立ちすべきものであろう」。¹³⁾

それに対して、指導員は、『指導員』という独自の専門職種があるわけではなく、個々の指導員は、ケースワーカーたる指導員、グループワーカーたる指導員、さらには、両者を兼ねたソーシャルワーカーたる指導員として機能すべきものとするのが妥当であろう」。¹⁴⁾

そうした収容施設に専門のケースワーカーを置いたとすれば、そのワーカーの任務は何か。具体的には、「クライアントにとっての当面の生活の場面である施設自体の状況や、施設内の諸専門職者とクライアントとの間の関係の調整をはかること、…必要に応じてクライアントの家族との連絡を取り、家庭環境の調整をはかること、クライアントが社会資源を適切に利用することができるように援助すること」¹⁵⁾ や、クライアントの退院時のサービス、つまり、「施設の生活から、新しい一般社会の生活へ適応させるための適切な援助指導」、新しい職場の開拓や家族や社会環境の受け入れ態勢の強化などである。¹⁶⁾

この仲村の前段の指摘から、保母資格の寮母以外に、母子寮には、ケースワークを担当する職員が置かれるべきと言えるのではないか。さらに、後段の「新しい一般社会の生活への適応」のための援助はケースワーカーが担当するという点から、母子寮において、寮母が「母子を社会の共同生活に適応させることに努める」とされているが、やはり、ケースワーカーを置くべきでは

ないかと言えるだろう。

ただし、他機関、他施設や保護者との連絡は、施設の長が行なうことに、最低基準では規定されている。母子寮については規定がないが、第74条に「養護施設の長は、児童の通学する学校、児童の保護者及び必要に応じ当該児童を取り扱った児童福祉司又は児童委員と常に密接な連絡をとり、児童の生活指導及び職業指導につき、その協力を求めなければならない」と。¹⁷⁾ 精神薄弱児施設では、第82条に、教護院では、第百五条に定められている。¹⁸⁾

仲村の指摘からすると、養護施設では、児童指導員がケースワーカーたる機能、ソーシャルワーカーたる機能を果たすべきであるということである。

社会福祉施設で、ケースワーカーの配置が定められているところはあるのだろうか。昭和42年8月1日付けの厚生省社会局長通知「内部障害者更生施設の設置及び運営について」の最低基準で、ケースワーカーの配置が上げられている。第五で、仕事は、入所時の業務と生活指導である。第九の中の5に、「ケースワーカーは、入所者に対する面接を行ない、その学歴、生活歴、家族歴、性格適性、興味、能力、身体的状況等所要の事項につき入所者更生指導台帳を作成するとともにその他入所者に対する基礎資料を整備すること。ケースワーカーは、入所者に対し、入所中の更生援護計画の概要を説明するとともに、入所中その相談に応じ、判定会議の記録を作成し、常に、入所者の医学的、心理的及び職能的状況を掌握すること。特に入所者の心理面については、心理判定員と連絡してその更生指導につとめること」とされている。¹⁹⁾ この内容は、まさしく、先の仲村の入所時のインテークのサービスでのワーカーの仕事と重なる。(仲村前掲書、pp. 53～5)。生活指導は、第十三に、「ケースワーカーがこれに当たり」、その実施方法は、「日課表を作成し」、「日課表中に教養、学習の時間を設け、適当な学科を教授するとか、通信教授を勧奨するなど教養の充実に努めるとともに、自由に利用できる新聞、雑誌、ラジオ、テレビジョン、図書等を備え付けること」、「入所生活の情操の保持に注意し、雑誌やニュースを発行したり軽易なスポーツ、フォークダンス、映画、演劇、音楽会等を適宜実施するように年間の計画をたてるとともに、適当な娯楽用品を備えるなどレクリエーションの面からする生活指導を考慮すること」と書かれている。²⁰⁾

生活指導とケースワーカーの関係については理解できたが、他に定められたものがないだろうか。指導員とソーシャルワーカーの関係が分かるものがある。指導員で生活指導員ではないが、施設の目的に生活指導が入っている。比較的新しい、昭和63年2月17日付け厚生省保健医療局長通知「精神障害者社会復帰施設の設置及び運営について」に出てくる。精神障害者福祉工場の職員配置に、「指導員は、…そのうち一名は、精神科ソーシャルワーカーとすること」と定められている。²¹⁾ そして、この精神障害者福祉工場の目的は、「精神障害者であって、作業能力はあるものの、対人関係、健康管理等の事由により、一般企業に就労できないで入る者を雇用し、生活指導、健康管理等に配慮した環境下で社会的自立を促進し、もってその者の社会復帰及び社会経

済活動への参加の促進を図ること」である。また、この通知の中の、精神障害者生活訓練施設や精神障害者授産施設では、関係機関との連絡は、先に見た児童福祉施設と同様に施設長になっているのに、この福祉工場では、施設長とは書かれていない。「福祉工場は、社会復帰施設であるとともに一方では、労働関係法規の適用を受ける事業所であることにかんがみ、保健所、精神保健福祉センター、公共職業安定所、労働基準監督署、従業員の家庭等との連絡を密にし、福祉工場の運営が円滑かつ効果的に行なわれるように努めるものとする」。²²⁾

3 児童指導員の資格

先の著書で仲村優一は、「指導員は、ケースワーカーたる指導員、グループワーカーたる指導員、さらには、両者を兼ねたソーシャルワーカーたる指導員として機能すべきものとするのが妥当であろう」²³⁾と指摘したが、児童指導員の資格要件は、それを裏打ちしているのだろうか。

児童指導員の資格要件は、やはり児童福祉施設最低基準に定められている。第69条に下記の「各号の一に該当する者でなければならない」とされており、「1 厚生大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他養成施設を卒業した者 2 大学の学部で、心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを得る者 3 学校教育法の規定による高等学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上児童福祉事業に従事した者 4 学校教育法の規定により、小学校、中学校又は高等学校の教諭となる資格を有する者であって、厚生大臣又は都道府県知事が適当と認定した者 5 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生大臣又は都道府県知事が適当と認定した者」とある。²⁴⁾

この第2号、「大学の学部で、心理学、教育学又は社会学を修め、学士と称することを得る者」から、「大学で社会福祉学を修め」とは読み取れない。つまり、ソーシャルワーカー養成の社会福祉学部や学科を卒業した者は該当するかどうかははっきりしない。仲村の指摘にもかかわらず、ソーシャルワーカーたる機能を果たすことができるかどうかは疑問である。平成14年改正の児童福祉施設最低基準においても、変わらない。

児童相談所に配置される児童福祉司の資格を定めた、児童福祉法（昭和44年改正時点）第十一条の二の条文の第2号に「学校教育法（昭和22年法律第26号）に基く大学又は旧大学令（大正7年勅令第388号）に基く大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者」とあり、最低基準の規定と類似している。

しかし、児童福祉法のこの条項についての厚生省児童家庭局の解説では、「『これらに相当する課程』とは、社会福祉学部の各学科、社会学部等の社会福祉関係学科などを意味し」と解説されており²⁵⁾、児童福祉司については、ソーシャルワークを学んで卒業した社会福祉学部、学科の学

生は該当する。

そして、児童福祉施設最低基準には、この「これらに相当する課程」という文言がないので、やはり疑問が残る。

4 社会福祉士との関係

児童指導員とソーシャルワーカーとの関係を、別の点から考えてみよう。ここでは社会福祉士との関係から見てみる。

社会福祉士及び介護福祉士法は、1987（昭和62）年5月に成立した。この法律での社会福祉士は、従来から使用されてきたソーシャルワーカーとその業務が同一ではない。言うなれば、ソーシャルワーカーという集合の中に含まれる部分集合である。この法律での、社会福祉士は、「専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行なうこと（第7条において「相談援助」という。）を業とする者をいう」と規定されている。この国家試験の受験資格で、福祉系短期大学を卒業して、実務1年や2年で受験資格要件をみたすとされる場合がある。この場合の実務経験は、昭和63年2月12日厚生省社会局長・家庭局長通知、社庶第29号「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格に係わる介護等の業務の範囲等について」で示されている。

この指定施設の業務の範囲には、児童相談所の児童福祉司や受付相談員、相談員、心理判定員や児童指導員に加えて、児童福祉施設最低基準の母子指導員、児童指導員、教護が入っている。また、受験資格取得のための科目である社会福祉援助技術現場実習に際しての、実習施設に、通所形態を除く児童福祉施設が上げられている。児童相談所はもとよりだが。²⁶⁾

こうしたことから、児童指導員はソーシャルワーカーの業務を担うと言えるし、社会福祉学部、学科を卒業した学生が当てはまると考えることができる。ただ、どうしたことか、児童福祉施設で児童指導員の仕事を実習として経験するにもかかわらず、現在の児童福祉施設最低基準の児童指導員の資格の規定には、社会福祉士は登場しない。児童相談所の児童福祉司の資格を定めた児童福祉法では、社会福祉士と明文化されているのに。

5 ファミリー・ソーシャルワーカーの配置

近年、ファミリー・ソーシャルワーカーという言葉が開かれるようになってきた。第2次世界大戦後に限っても、この言い方はあったし、言われてきたが、今日またクローズアップされてきたという状況である。いくつかの契機が考えられるが、そのうちの1つは、1997年に改正された児童福祉法に明文化された児童家庭支援センターである。そこにソーシャルワーカーを置くことになったこと。児童家庭の名の通り、「家庭」が重要だとの認識が再び強調されるようになった。

これまでは、児童ケースワークが一般的だった。公的機関としては、児童相談所が存在し、大学のカリキュラムでも児童福祉論が中心であったからであろう。福祉事務所に家庭児童相談室が設置されたり、家庭福祉論や家族福祉論が開講される場合があったが。

戦前存在した児童虐待防止法が戦後の児童福祉法の中に吸収されたけれども、2000（平成12）年に「児童虐待の防止等に関する法律」が成立したことに見られる事象の流れ。児童福祉学会ではなく、「子ども家庭福祉学会」が2000年に設立されたことの意味するもの。子どもへの相談・援助体制の行政的、全体的再編成（日本国内レベルでの）への動き、国家資格の社会福祉士を基礎資格として、その上に「〇〇社会福祉士」を構想・実現しようとする動きなどである。

仲村優一は先の著書で、「わが国では、民間の家庭福祉機関の発展がほとんど見られなかった」²⁷⁾と述べている。この点からも、厚生省の児童局が児童家庭局に名称変更したり、家庭児童相談室が設けられたけれども、ファミリー・ソーシャルワーカーという名称が、それ程一般的に使われなかったと言えるかもしれない。

仲村は同書で、行政機関のケースワーカーと施設のケースワーカー（つまり、児童指導員ということになるが）について、次のように述べている。「家庭と接触をたもち、クライアントにとって積極的な意味をもつ家庭環境をつくりあげるための働きをすることは、必ずしも施設のケースワーカーの任務だと言い切ってしまうわけにはいかない」。²⁸⁾ 児童の家族の住む地区を担当する児童相談所の児童福祉司や社会福祉主事がケースワークを行なうことが、本来の建て前である。しかし、現実問題としては児童が入所している施設のケースワーカーがやらないわけにはいかない。なぜかといえば、「行政機関の側での、児童専門のケースワーカーの配置状況がきわめてよくないこと」²⁹⁾ などによると思われると。

仲村のこの著書が出されたのは、1964年である。40年経過しているが、現状が変わらないと言える。先述の児童虐待の防止等に関する法律が施行されて以降、ようやく児童相談所における児童福祉司の配置を増やすということが行なわれ始めた。しかし、現在（2004年）でも、配置基準に照らしても、児童福祉司は不足している。毎年起きている、児童相談所が係わりながら、子どもが虐待死した事件についての新聞報道は、「児童相談所が係わっていながらも」という色調が中心である。数年前にある政令指定都市で起きた虐待死の際も、市長の記者会見での発言は、「職員が弛んでいる」であった。本年9月に栃木県小山市で起きた事件でも「相談所が係わりながら」が中心であったが、少し日数が経過してから、児童相談所の職員が少ないと報じられるようになってきた。³⁰⁾

では、「やらないわけにはいかない」と仲村の言う、施設のケースワーカーは、「家庭環境をつくりあげるための働き」ができていないのかというと、ここでも、児童指導員の人数の問題がある。

一つは、児童福祉施設が登場して以降の、古い問題である。措置費に関して、児童福祉施設最低基準が「最高基準」に転化している問題である。最低基準どおりやぎりぎりでの職員配置で

ある。また、施設最低基準では、「児童指導員及び保育士の総数」や「教護及び教母の総数」と子どもの人数との決め方がされている。児童指導員と保育士が別々ではなく1つの集団にされていることである。これは、2つの職種・職名より構成される集団の中でのそれぞれの割合を、施設の独自の裁量に委ねられているということでは、いい点もあるが、問題もある。つまり、児童指導員の人数を少なくして配置するという傾向がある。施設でのケースワークを担当する児童指導員というしぼりがあってもいいのではないだろうか。もちろん、「最高基準」になっている是正が前提だが。

「最高基準」になっている現状からすると、児童福祉施設が、附置される児童家庭支援センターの設置に向かうのもうなずける。職員が増えるのだから。

現行の児童福祉施設最低基準では、「家庭環境をつくりあげるための働きをする」のは、施設長と定められている。第44条第2項に「児童養護施設の長は、前項の目的を達成するため、児童の家庭状況に応じ、その家庭環境の調整を行わなければならない」。また、第47条に、「児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整に当たらなければならない」と定められている。

6 いくつかの課題

これまでの論述の中で、いくつかの課題を述べてきたが、その他にいくつか述べてこの論考を閉じる。

まず、大きく見て、目下子どもへの相談・援助体制の行政的、全体的再編成（日本国内レベルでの）への動きが見られ、そしてその中での、児童家庭支援センターの登場であるが、従来からあった家庭児童相談室の効果、功罪、課題の評価がきちんとなされるべきである。また、家庭児童相談室が設けられた背景の、都道府県単位での児童相談室の効果、功罪、課題の評価も厳密に行なわれるべきである。また、保育事業で進められてきている子育て支援センターとの相違、関係性についても詳細に検討されるべきである。

また、児童福祉施設での児童指導員の業務の評価、課題も検討されるべきである。ケースワーカーの機能を果たしてきたのか、果たせるのか、果たせないのはどこに問題があるのか等々。

専門分化、分業化の流れに乗って、新しい専門職を置くことも必要であるが、これまでの専門職の配置を徹底することやその専門職たちがその専門性を一層高めることが、尚重要であると思う。

専門分化、分業化の流れにも重なるが、仲村優一のケースワーク論や岡村重夫の社会福祉論からすると、すべての社会福祉施設、機関、在宅サービス実施主体に、ソーシャルワーカーが配置されて、利用者がそれらのサービスをよりよく利用できるようにすべきである。³¹⁾

註

- 1 現行の児童福祉施設最低基準、平成14年改正厚生労働省令169（以下断りが無い限り、この改正の最低基準を現行という）では、第42条で、保育士が保育士に変更になり、「栄養士及び調理員を置かなければならない」となっている。
- 2 2001年の児童福祉法改正で、保育士は法文上明記された。法第十八条の四の条項に「保育士とは、第十八条の十八第一項の登録を受けて、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行なうことを業とする者をいう」と規定された。
- 3 児童福祉法第四十一条は、「これを養護する」の文言から以下の文章に変更された。「これを養護し、あわせてその自立を支援することを目的とする施設とする」に。
- 4 教護院は、1997年の児童福祉法改正により、児童自立支援施設と名称が変更された。法第四十四条。さらに、児童福祉法施行令第三十六条で、職員の名称が児童自立支援専門員と児童生活支援員に変更された。第2号に「児童自立支援専門員は、児童の自立支援をつかさどる」。第3号で「児童生活支援員は、児童の生活支援をつかさどる」と規定された。
- 5 母子寮も、1997年の児童福祉法改正で、母子生活支援施設と名称変更された。法第三十八条。保育士の資格を有する者という規定は、最低基準の第二十八条第二項に。
- 6 現行の最低基準では、保育士のする生活指導の内容は、削除され、生活指導の目的やその際に尊重すべき事が書かれた。第二十九条「母子生活支援施設における生活指導は、個々の母子の家庭生活及び稼働の状況に応じ、就労、家庭生活及び児童の養育に関する相談及び助言を行う等に支援により、その自立の促進を目的とし、かつ、その私生活を尊重して行わなければならない」。
- 7 現行の最低基準では、児童厚生員という名称はなくなり、「児童の遊びを指導する者」だけになった。第三十八条。
- 8 現行の最低基準では、この遊びの内容は、削除されている。
- 9 現行の最低基準では、この生活指導の内容は、削除されている。
- 10 現行の最低基準では、職業指導は、次のように変更された。第四十五条「児童養護施設における職業指導は、勤労の基礎的な能力及び態度を育てることにより、児童の自立を支援することを目的として、児童の適性、能力等に応じてこれを行わなければならない」。
- 11 仲村優一著『ケースワーク』第2版、誠信書房、1970年、p. 52。
- 12 同書。
- 13 同書、p. 53。
- 14 同書。
- 15 同書、pp. 54～5。
- 16 同書、pp. 55～6。
- 17 現行の最低基準では、生活指導（第四十四条）と関係機関との連携（第四十七条）に分かれて規定されている。第四十七条は「児童養護施設の長は、児童の通学する学校及び児童相談所並びに必要な応じ児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所等関係機関と密接に連携して児童の指導及び家庭環境の調整にあたらなければならない」。
「児童の保護者」が消え、「児童家庭支援センター」と「公共職業安定所」が新しく入った。連絡ではなく、連携になり、「児童の指導及び家庭環境の調整にあたらなければならない」となった。児童の指導や家庭環境の調整と言いつつ、従来より介入の度合いを強めたと言えるのではないか。自立を目的にうたったから、公共職業安定所は分かるが、児童家庭支援センターを直ぐに入れているところが特徴。全国的に整備が完了したのか、あるいは全国的に整備したいという意図か。
- 18 精神薄弱児施設も名称変更されて、知的障害児施設になっている。第五十三条。教護院、児童自立支援

施設は、第八十七条で、児童養護施設の関係機関との連携のと同文に変更になっている。

- 19 通知「内部障害者更生施設の設置及び運営について」に定められているケースワーカーを始めとする職員は、この局長通知が、平成15年3月12日付けの厚生労働省令に格上げされた、「身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準」の第十九条で、医師、保健師又は看護師、作業療法士、心理判定員、職能判定員、職業指導員及び生活支援員に変更されている。入所時の業務や生活指導についても消えている。
- 20 この生活指導の内容も消えている。
- 21 この局長通知は、平成12年3月31日付けの厚生省令に格上げされ、「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準」になっている。現行の平成14年改正厚生労働省令38で見ると、どの種類の社会復帰施設も、職員配置には、精神保健福祉士と精神障害者社会復帰指導員になっている。

児童福祉施設、生活保護施設、身体障害者福祉施設（身体障害者更生援護施設）、知的障害者福祉施設（知的障害者援護施設）、老人福祉施設（養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム）の職員配置に置いて、国家資格名称の社会福祉士と明文化されていないのに、精神障害者社会復帰施設については、国家資格の名称の精神保健福祉士と明記されている。

精神障害者社会復帰指導員については、その資格要件が、第十七条第2項で定められているが、その第二号で、「学校教育法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において、社会福祉に関する科目を修めて、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学が認められた者」と定められている。はっきり社会福祉を修めた者と書かれている。さらに大学院入学者も。

また、第一号において、「学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、心理学若しくは教育学の課程を修めて卒業した者又は同法に基づく大学において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者」とあり、やはり大学院入学者までを。
- 22 現行の平成14年改正厚生労働省令38「精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準」には、福祉工場の目的も、こうした関係機関との連絡も消されている。
- 23 仲村、前掲書、p. 53。
- 24 現行の児童福祉施設最低基準での児童指導員の資格要件を定めた第四十三条では、一号加えられて、その第三号に「学校教育法の規定による大学の学部で、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第六十七条第二項の規定により大学院への入学を認められた者」と規定されている。

優秀な成績と大学院入学者の規定は、精神障害者社会復帰施設の社会復帰指導員の資格要件と同様である。
- 25 厚生省児童家庭局編『最新 児童福祉法 母子及び寡婦福祉法、母子保健法、精神薄弱者福祉法の解説』時事通信社、1988年、p. 67。
- 26 平成14年改正の通知では、児童家庭支援センターも入っている。
- 27 仲村、前掲書、p. 46。
- 28 同書、p. 55。
- 29 同書。
- 30 朝日新聞、10月13日付け朝刊、23面オピニオン、大久保真紀編集委員筆。や他紙他 記事。
- 31 岡村重夫の社会福祉論については、拙稿「岡村理論についての一考察」（『同朋福祉』通巻26号、1998年3月、pp. 39～54）参照。

参考文献

- 1 佐藤進、桑原洋子監修桑原洋子、田村和之編『実務注釈 児童福祉法』、信山社、1998年。

児童指導員とソーシャルワークについて

- 2 仲村優一著『ケースワーク』第2版、誠信書房、1970年。
- 3 仲村優一編『ケースワーク教室』、有斐閣、1980年。
- 4 山縣文治、柏女靈峰編『家族援助論』、ミネルヴァ書房、2002年。
- 5 『子ども家庭福祉学』創刊号、子ども家庭福祉学会、2001年。